

【希望番号】新型コロナウイルス感染拡大防止策に伴う予約済証の有効期限延長について

【1. 概要】

先日、国土交通省より、新型コロナウイルス感染症の拡大防止策として、全ての地域（47都道府県）において車検証の有効期限の延長が発表されました。

それに伴い、希望番号システムにおきましても、希望番号予約済証の有効期限を2020年7月1日(水)まで延長します。すでに6月1日まで有効期限が延長となった予約済証につきましても、延長の対象となります。

【2. 詳細】

先日、国土交通省より、新型コロナウイルス感染症の拡大防止策として、全ての地域（47都道府県）に車検証の有効期限の延長が発表されました。（詳細は下記の国交省HPをご確認ください。）

国交省報道発表ページ

http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09_hh_000242.html

この対応に伴い、希望番号システムにおきましても、交付可能期限終了日が2020年6月1日(月)～2020年6月30日(日)の間になっている全ての希望番号申込につきまして、交付可能期限終了日を2020年7月1日(水)まで延長する。

そのため、窓口で希望番号予約を受け付けた際、出力される予約済証には通常の1か月の交付期間が一旦印字されます。この申込については、失効となる前にシステムにて交付期限を7月1日に延長を順次実施されます。

今回、車検証の延伸に伴い有効期間が延伸されるのは予約済証の有効期間が対象であり、交換・再交付に係る交付期間の延伸については対象外になります。